

地域社会を媒介とする親密圏および公共圏の再編成に関する社会学的研究

阿部 友香

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

有本 尚央

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

北島 義和

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

森田 次朗

(京都大学文学部 非常勤講師)

2012 年 9 月



京都大学グローバル COE

「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」

Global COE for Reconstruction of the Intimate and Public Spheres in 21st Century Asia

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院文学研究科

Email: intimacy@socio.kyoto-u.ac.jp URL: <http://www.gcoe-intimacy.jp/>

第4章 公衆アクセスと共同性の限界

——アイルランドにおける農地レクリエーションをめぐる——

北島義和

1 はじめに

1990年代以降、西ヨーロッパの農村地域は、生産主義からポスト生産主義への移行と呼ばれる社会的・経済的な構造変化を経験してきた。それまで伝統的な農業セクターが強い影響力を及ぼしていたこれらの地域は、現在では農業の産業的凋落とともに、都市住民やニューカマーなどの新たなアクターから、アメニティや環境の保全、あるいは観光施設の整備といった要求を強く受けるようになった。今やヨーロッパの農村地域は、農産物の生産の場であるだけでなく、このような人々のための商品化・消費の場ともなっており、公共の利益のために適切に管理されるべき対象とみなされるようになってきている。だが、このようなプロセスは、地域における様々な資源のコントロールをめぐる、多様な利害関係者の間でしばしば対立を引き起こしている (Marsden 1999)。

農村における土地およびその所有権は、そのように様々な利害関係者によって正統性が争われる対象のひとつである。現代社会においては、レクリエーション活動や観光産業の発達により、より多くの一般公衆が農村の自然資源の利用に関わるようになってきている。だが、このようなレクリエーション目的で農地を使おうとする人々と、その土地の法的所有者の間では、しばしば対立的な状況が生じる。この問題は「農村アクセス問題 (countryside access issue)」と呼ばれ、特に私有財産制を基盤にしている多くの西洋社会で見ることができる¹⁾。私有財産制のもとでは、地主は自らの土地への侵入者を排除することが法的に可能である。しかし、上述のように現在多くのヨーロッパ農村地域がレクリエーションや観光への要求にさらされており、その消費者である公衆のためにこれらの土地へのアクセスをいかに確保し、適切に管理するかが、大きな政策課題となっている。

2 公衆アクセスと信頼の醸成

この農村アクセス問題へのひとつの対応策は、公衆に自然資源へのアクセス権を法的に付与することである。この権利は、公衆がウォーキングやその他のレクリエーションのために、他者によって所有される土地などの自然資源を無償でを使用することを法的に可能にする。ヨーロッパでもすでにイングランド・スコットランド・スカンジナビア諸国などにおいては、公衆にこのようなアクセス権を与える法制度が存在している²⁾。しかし、それ以外の国々ではそのような法整備はいまだなされておらず、この場合の公衆アクセスの確保には、地主との個別交渉や利害関係者間のパートナーシップといった対話型の解決策が用いられることになる。しかし、それは「私」の「公」へのインフォーマルな譲歩、逆にいえば、地主への法的根拠のない権利抑制要求であるため、その合意形成にはしばしば

困難が伴う。

法的な公衆アクセス権がない場合、農地でレクリエーションをおこなう人々は、その活動を地主の好意に依拠しなければならない。上述のように、そのような状況において彼らは、アクセスを確保するためにしばしば地主と対話や交渉をおこなうことになる。そこでは、レクリエーション利用者は地主との間に信頼関係を醸成して、その活動が地主にとって不利益をもたらさず、両者の利用のあり方が共存できることを示さなければならない。だが、ここで必要とされる信頼の種類が問題となってくる。E・アスレイナーは人々の間に存在する信頼を、「特定の信頼」と「一般的信頼」の二つのタイプに区別している (Uslaner 2002)。前者は、特定の他者に対して相手の情報の取得や対面的相互行為を通じて獲得される信頼であり、後者は、より規範的なもので、「他人は信用できるか」といったような、一般化された他者に対しておかれる信頼である。公衆アクセスにおいては、レクリエーション利用者というカテゴリーは一般公衆にまで拡大し、その利用における不確定要素が増大するために、特に地主側の信頼の醸成にはしばしば困難が伴う。つまり、地主が公衆全体への一般的信頼を容易には持ちえないという問題がそこにはある。

この問題へのひとつの解決策としては、外部者利用のコントロールをおこなえるようなシステムの構築があげられるだろう³⁾。それは、例えば土地を柵で囲み、ひとつの入口をつくって入場料を取るといったような、相手が誰であるかを問わずに普遍的に適用できるような仕組みでなければならない。しかし、そのようなシステムの構築は、資源をめぐる物理的状況あるいは経済的状況によっては、常に可能とは限らない。

では、このように農村アクセスをめぐる問題状況が生じている場合、現場の地域の人々はいかにその問題に対処しようとするのだろうか。アスレイナーは、社会全体における一般的信頼の醸成には、子供への道德教育や経済的平等の達成が必要だとしている。しかし、そのようなマクロ的な背景をただちに獲得できない現場の人々の動向については必ずしも明確ではない。本稿では、法的な公衆アクセス権が設定されていないアイルランド⁴⁾におけるウォーキングをめぐる農村アクセス問題についてとりあげ、そこにおける上記のような問題状況と、それに対する現場の人々の、共同性にもとづいた対処について考察したい。

3 アイルランドにおける農村アクセス問題

他のヨーロッパ諸国と同様、アイルランドにおいて農業セクターはその影響力を年々縮小させている⁵⁾。その一方、アメニティや環境に対するポスト生産主義的要求は、ここ20年の間にその発言力を増してきており、今やアイルランドの農村空間は政治化され、「様々な利害関係者が、農業・住宅建設・鉱物採取・レジャーや遺産における資源へのコントロールをめぐる争っている」(McGrath 1996)。そのような利害関係者のひとつである、レクリエーション利用者は、1994年から約12年に及ぶアイルランドの空前の好景気の間、その勢力を大幅に伸長させた。この好景気は、アイルランドの人々に余暇や健康に費やす経済的余裕を初めて大幅に与え、本稿の研究対象であるウォーキングに関して言えば、そ

の全国団体である **Mountaineering Ireland** は、好景気初期の 1996 年には 66 のクラブと 220 人の個人メンバーから成っていたが、好景気後の 2010 年にはこの数が 145 のクラブと 1300 人の個人メンバーにまで増大している。

このような傾向にもかかわらず、アイルランドには公衆に広く農村アクセスの権利を与える法律は存在していない⁶⁾。ただ、他人の土地へのレクリエーションアクセスのためのシステムがないわけではない。そのひとつが、**National Waymarked Ways** および **Failte Loop Walks** という政府によるイニシアティブである。これらは、それぞれ長距離直線・短距離ループのウォーキングトレイルであり、主に地元組織によって計画され、トレイルが通る全土地の所有者に許可を取りつけ、一定の質的基準を満たしたのち設定される。しかし、これらのトレイルへのアクセスに法的な根拠はなく、地主はいつでもその許可を取り消すことができる。しかも、これらは他人の土地上の道を歩くためのシステムであり、公衆がその土地の上を「歩き回る」ことは考慮に入られていない。また、2009 年に政府は新たに **Mountain Access Scheme** と呼ばれるスキームを 2 つのエリアで開始した。このスキームは、地主の合意のもと、山歩き用に丘陵地へのアクセスルートを整備するものだが、開放的な地形をもつアイルランドの丘陵地上を歩き回る行為をいかに扱うべきかについては、このスキームの中でも明確にされていない。

その一方で、アイルランドにおいて公衆アクセス権の法整備をすることは容易ではない。第一に、植民地時代のイギリス人地主に対する長い土地闘争の歴史をもつアイルランドの人々は、一般に私的土地所有権に対して強い執着を持つ。とりわけ農民たちは、自らの土地に感情的愛着を有しているとされ、「EU の補助金や農外就労などの収入があったとしても、土地を売り払うことはめったにない」(Crowley 2006)。中でも小規模農民は、上記のような歴史を背負う政治的・文化的重要性をもつ集団として、政府からも好意的な扱いを受ける傾向にある(Hannan and Commins 1992)。第二に、アイルランド農業は家族経営の自作農が主流であり、小作や農業労働者がほとんど存在せず、その経営規模も大きくない(Hannan 1987)。加えて、地域に基づいた構造的な二重性が存在しており、東部では比較的大規模で資本集約的な農業がおこなわれているのに対し、西部では小規模の粗放的農業が主流である。そして、都市の人々が主にレクリエーションに使用する土地は、このような西部の小農によって所有されていることが多い(Tovey 1994)。そのため、例えばイングランドで主流であった、「力を持たない人々が土地から排除されている」といった公衆アクセスの道徳的正当化は、アイルランドでは必ずしも受け入れられない。これについて K・ミルトンは、同様の背景を持つ北アイルランドについて論じながら、アイルランド島の農村アクセス問題は、土地という資本を所有する者とそれを所有しない者の階級対立という構図ではとらえることができないとしている(Milton 1997)⁷⁾。

しかし、1990 年代以降アイルランドでは、レクリエーション利用者の増加にともない、とりわけ丘陵地の山歩きのためのアクセスをめぐる、農民とウォーカーとの間で対立が顕著になってきている。時にこの対立は、それまで可能だった風光明媚な丘陵地へのアク

セスが、その土地を所有する農民によってブロックされるという問題ももたらしている⁸⁾。ブロックの方法は、実際に農民がウォーカーを追い返したり、土地の入り口のゲートに鍵をつけたりといった直接的なものから、ゲートなどに「私有地」あるいは「侵入禁止」といった看板を取り付けるような間接的なものまで様々である。このような対立は、近代化やレクリエーション文化の普及の遅かったアイルランドにとっては極めて新しい経験であり、それについての研究は、アクセスに対する金銭支払いをめぐる経済学的なサーベイがなされている程度である (Buckley et al. 2009a, 2009b)。

4 公衆アクセスをめぐる信頼とシステムの機能不全

アイルランド政府はこれまで、公衆アクセス権の法制化を拒否するとともに、公衆アクセスを受ける土地の地主へ補償金を支払うことも拒否している。その一方で、2004年に農村レクリエーションに関する全国的な利害関係者を集めた *Comhairle na Tuaithe* (CNT) と呼ばれるフォーラムを設置し、農村アクセス問題をその主要議題のひとつとした。現在 CNT には政府および民間から 21 の団体が参加しているが、そこでの公衆アクセスをめぐる意見対立は、主にウォーキングをめぐるレクリエーション団体と農民団体との間で起こっている。この議論において農民団体側は、公衆アクセスに伴う以下の3つの問題をめぐって、その現状を問題視している。

ひとつは、地主の管理者責任に関する問題である。National Waymarked Ways や *Failte Loop Walks* のような公式のトレイル、および *Mountain Access Scheme* が対象とするエリアには、公的な保険が与えられている。しかし、これらにカバーされていない土地の地主の中には、ウォーカーが個人で保険を持たないままその土地で怪我をした場合⁹⁾、管理者責任を問われて訴えられるのではないかという不安をもつ者もいる。政府はこの問題の解決のため、1995年に *Occupiers Liability Act* という法律を成立させた。この法律は「レクリエーション利用者」というカテゴリーを規定し、彼らに対する地主の管理者責任を大幅に軽減した。しかし法律成立後も、レクリエーション中に怪我をした人がその土地の地主を訴える事件が数件あり、これらの裁判ではすべて地主側が勝訴したものの、農民団体は地主の免責についてのさらなる厳格化を求めている。

二つ目は、ウォーカーによる農民の財産への損害の問題である。農民の中には、ウォーカーが複数の農地を横切る際に境界フェンスを壊したり、乗ってきた車で農地のゲートをふさいだりすることで迷惑を受ける者もいる。また、ウォーカーが農地の出入りの際にゲートを開けっ放しにすることで中の家畜が逃げ出したり、彼らの連れてきた犬により羊が襲われたりする被害が生じることもある。公的なトレイルではこれらの問題をある程度回避するため、フェンスやゲートを乗り越えるための踏み板や、「犬禁止」の看板などのインフラが作られているが、このようなトレイルの数は現在のところ限られており、それ以外の場所では問題は残されたままである。

最後の問題は、ウォーキングにかかわる商業活動についてである。現在アイルランドに

は観光客を景勝地につれていくウォーキングツアー・オペレーターが相当数おり、またその地域を訪れるウォーカーから利益を得るホテルなどの商業施設などもある。農民団体は、このような観光産業は農地を歩くウォーカーから利益をあげているのに、その所有者である農民には何もたらさないと批判する。これに対し、2007年に政府は Walks Scheme と呼ばれるスキームを 11 の地域へと導入した。このスキームは、11 の地域内の既存の National Waymarked Ways および Failte Loop Walks に対して、それらが通る土地の地主がメンテナンス作業をおこなった場合、金銭報酬を支払うというものである。当初、対象地域で新たに設置される公的トレイルも Walks Scheme に含めることが認められていたため、地主側に経済的インセンティブを生じさせ、このスキームはいくつもの新たなトレイルの設置を促進した。しかし、2008年以降の不況化と財政危機にともない、新たなトレイルへの Walks Scheme の適用は停止され、当初企図されていた対象地域の拡大も当面なされないことになった。このため、同じようにウォーカーに利用されていても、このスキームでカバーされている土地とされていない土地の間には、その地主の金銭的利益への機会に不平等が生じている。

これらの問題は、公衆アクセスをめぐる対話において地主（ここでは主に農民）側に一般的信頼を醸成することの難しさを示している。訴訟を起こされる懸念、財産への被害の可能性、自分の土地から勝手に金銭的利益を得る人々といった、公衆のアクセスに伴う不確定要素により、農民団体はウォーカーを全面的に信頼することができない。だが、ウォーカーが地主を訴えることそのものを禁止することや、ウォーキング団体のメンバー以外も含めたすべての公衆にレクリエーションマナーを完全に守らせることは、不可能に近い。その一方で、そのような一般的信頼の問題を解決するためのシステムもうまく機能していない。保険やインフラが整備された National Waymarked Ways や Failte Loop Walks、あるいは Mountain Access Scheme は、ウォーカーに利用される可能性のあるアイルランドのすべての土地をカバーすることはできない。また、地主に金銭的利益をもたらす Walks Scheme の実施範囲も政府の財政状況に左右され、現在その対象は公的なトレイルの一部のみである。

他方、上述した通り公衆アクセス権の法制化も容易ではない。とりわけ農民団体は、アクセスは農民の合意のもとにおこなわれなければならないと主張しており、トップダウン式の公衆アクセス権の設定については、私有財産権の侵害だとして強固に反対の立場をとっている。このようにして CNT における議論は、現在まで 7 年の歳月を経ても、有意義な解決策を実行するには至っていない。では、このような状況下で、実際に問題を抱えている地域の現場では何が起こっているのだろうか。

5 地域における農村アクセス問題

アイルランドには農村アクセス問題に関する正確な統計があるわけではなく、実際に問題が起きている場所を特定していくのは容易な作業ではない。ただ、より経済的に貧しく、

景勝地の多い西のほうの地域で起きることが多いと一般には言われている。Mountaineering Ireland は 2006 年にメンバーに対してアクセスに関する調査を行っており、それによると過去 12 カ月でメンバーがアクセス問題に遭遇した地域の分布は、東部地域 25%・中部地域 4%・南東部地域 10%・南西部地域 37%・西部地域 18%・北西部地域 18%・北東部地域 4%となっている。この東西分布を考慮した上で、ここでは北西部地域のある丘陵地帯を事例として取り上げる。後述のようにこの丘陵地帯はアイルランドの中でも深刻なアクセス問題を抱える場所として知られており、住民たちのこの問題についての知識や関心も高いため、調査に適していると考えられる。以下では、この地域の農民とウォーカーへの聞き取りをもとに、人々がどのようにこの問題に対処しているかを見ていきたい¹⁰⁾。

この丘陵地帯は二つのカウンティにまたがる広大なもので、そのほとんどは近隣に住む農民たちの所有するいくつもの私有地および共有地から成り、羊の放牧地として使われている。多くの農民は、この丘陵地のほかに低地にも農地を所有しており、そこでは羊と牛が飼われている。この丘陵地へは春に低地から羊を移し、夏の間そこで自由に草を食べさせ、秋に越冬のため低地に戻すという利用が一般的である。この地域の地質は全般に悪く、農地面積も小さいため、農民の中には農地がより広く豊かな中部地域に土地を借りている者もいる。その一方で、多くの農民はサービス業や建設業などの農業以外の仕事を持つ兼業農家である。

また、この丘陵地帯は近隣あるいは遠方から訪れる個人あるいはウォーキングクラブなどにより、山歩きのレクリエーションの場としても使われている。中でも二つの団体が、その規模および頻度において中心的である。ひとつはこの地域最大の都市 A（人口約 18,000 人）に本拠を置く登山クラブである。このクラブは 1972 年に設立され、7 月と 8 月を除く毎週日曜日に登山を中心としたウォーキングを行っている。2009 年 11 月から 2010 年 10 月の一年の間では、計 48 回のウォークがおこなわれ、このうち 31 回がこの丘陵地帯でなされている。この間の一回のウォーク参加者の平均人数は 21.5 人（最大 53 人・最少 5 人）であった。もう一つの団体は、この地域の町 B（人口約 1,100 人）に本拠を置くウォーキングクラブである。このクラブは、ウォーキングはあまり活発でないものの、この丘陵地帯でのヒルウォーキング・フェスティバルを主催している。これは、ウォーキング・リーダーに先導されて歩きながら景色を楽しむというイベントで、イースター・ホリデーの二日間行われる。このフェスティバルは 1994 年に B に本拠を置く地域振興グループによってはじめられ、2006 年からこのウォーキングクラブによって運営されている。

ウォーカーがこの丘陵地帯へアクセスするルートは 20 ほどあり、それらは地元の人々に共有されている農道か、私有地上を通る私道、もしくは私有の農地上にある道なき道である。ルートによってウォーカーの使用頻度は様々であり、ほぼ毎週末使われるものから、年に数回しか使われないものまでである。このルートでいったん丘陵の高地部分まで達すると、広大な丘陵地帯をウォーカーは自由に歩き回る。どのくらいの数のウォーカーがこの

丘陵地帯を利用しているのかを正確に把握することはできないが、一般にその数はここ 20 年ほどで増加してきていると言われている。このことは、1991 年に 22 人だった A の登山クラブの会員数が 2009 年には 88 人に増加していることや、B のフェスティバルの参加人数が 1996 年には 104 人だったものが 2009 年には 202 人になっていることからうかがえる。

だが、同時にこの丘陵地帯は深刻なアクセス問題を経験してきた場所でもある。その発端は 1993 年にこの丘陵地帯の登山ガイドブックが出版されたことであった。その本に自らの土地が登山ルートの一部として許可なく掲載されていることに気付いた農民の一人が、抗議のためそのルートをブロックし、やがてそこを訪れるウォーカーに対し攻撃を始めたのである。彼の行動はメディアによってスキャンダラスに報じられ、折からのこの丘陵地帯へのウォーカーの増加と相まって、他の何人かの農民たちも、ウォーカーに利用されるルートをブロックした¹¹⁾。このような事態を受け、この地域では 2003 年から数年間、2 つのカウンティの社会振興局・有志の農民・A の登山クラブ・当時ヒルウォーキング・フェスティバルを運営していた B の観光事業者組合・山岳救助隊の代表者たちが集まり、アクセス問題について話し合う会合が散発的に開かれた。だが、この丘陵地帯は National Waymarked Ways も Failte Loop Walks も存在せず、Walks Scheme の対象地域にもなっていない。つまり、公衆アクセスの不確定要素を減らすシステムは、この丘陵地帯では機能していない。そのため、前節で述べたような一般公衆にまで広がるアクセスに伴う問題に対して、CNT と同様に有効な手立てを実現できず、結局この会合は現在では休会状態に陥っている。

6 共同性による対処とその限界

聞き取りを行った農民の多くは、CNT に参加する農民団体と同じような観点から、管理者責任、財産への被害、ウォーキングからの金銭的利益の欠如といった、公衆アクセスに伴う不確定要素に関わる何らかの問題について懸念を抱いている。あるいは、現状の公衆アクセスには不満はないものの、観光化による利用者の増加などの状況変化を不安視する者もいる。例えば、頻繁にウォーカーによって丘陵地帯へのアクセスのため使われるある農道を所有する農民（40 代・専業農家）の場合を見てみよう。彼はこの農道を近隣の 3 人の農民と共有している。彼はフェンスやゲートに損害がないならば、ウォーカーがやって来ること自体は反対しないという立場をとる。だが、観光的にこの農道をプロモーションするような行為に対しては、反対の意を示す。かつて、この地域の観光局が丘陵地帯への登山者のアクセスを容易にするため、この道を舗装させてくれと彼ら所有者に持ちかけたことがあった。観光局はそのための金銭も支払うと提案したが、彼らはこれを拒否した。この農民によれば、現在のレベルのウォーカーの量は気にしないが、いったんプロモーションされると、より多くの人々がこの農道およびその先の丘陵地に来るようになり、それにとまって自分たちの財産が被害を受ける可能性があるかと懸念したのだという。

このような公衆アクセスに伴う不確定要素への農民の懸念に対して、この地域のウォーカーたちの中には、あらかじめ農民側に自分たちの利用を伝えることで対処しようとする者もいる¹²⁾。この際、彼らはしばしば地域における共同的な社会関係を用いて、アクセスを確保しようとする。例えば、Aの登山クラブはアクセス問題のマネージメントを、クラブの書記にほぼ一任している。彼はAにある工具店の店員をしており、その店にはこの地域一帯の農民の多くが農機具を買いに来る。この仕事を通して、彼はアクセスルートを所有する農民の何人かを個人的に知っている。そのため、彼はアクセスに何らかの不安要素があるルートを使う場合には、事前にその農民たちに連絡することがあるという。あるいは、Bのヒルウォーキング・フェスティバルにおいては、ウォーキングを先導するリーダーが、フェスティバルの前に、利用する地区に住む農民の何人かに許可を求める。このリーダーの社会的属性は、地元出身者・ニューカマー・地域外から頼まれて来た人々など様々であるが、多く場合、このように農民に連絡を取るのには地元出身者のリーダーである。なぜなら、彼らの方が地域外出身者よりも人物として知られていることが多く、より容易に農民の信頼を得ることができると考えられているからである。

つまり、このようなウォーカーたちは、アクセスを受ける農民の側に必要となる信頼の種類を、一般的信頼から地域の共同性に基づいた個別的信頼に置き換え、アクセスに伴う不確定要素を減らすことによって、状況を切り抜けようとしているのである。また、ウォーカーたちは、農民間にある個別的信頼関係を利用することもある。例えば2009年のヒルウォーキング・フェスティバルにおいて、あるウォークの途中、その土地の地主と思われる若い農民がウォーカーたちのところにやってきて、そのリーダーに「ここで何をしているんだ」と尋ねた。リーダーはその農民からは事前に通行許可を取っていなかったが、許可を事前に求めた彼の父親の名前を出し、「お前の親父からこのウォークの許可はもらっている」と応じることで、なんとかその場を切り抜けた。あるいは、近隣の県からこの丘陵地帯にウォーカーを連れてくる、あるウォーキングツアー・オペレーターも、自身のツアー中に「お前たちは誰なんだ」と、歩いている共有地にシェアを持つ農民に止められたことがあった。その時彼は、自分の父親がこの地域で家畜の獣医をしていることを持ち出すことによってその農民の信頼を得、その場をやり過ごしたのだという。

このようなアプローチをとるウォーカーの多くは、それゆえに公衆アクセス権の法制化を求める運動に必ずしも賛成しない。例えばAの登山クラブのチェアマンは、自分たちは歩く権利があるなどと農民に言うべきではない、アクセスを断られたらあきらめるべきだと語る。かつて、公衆アクセス権の法制化を求める全国団体が、上述のウォーカーを攻撃した農民に抗議するためのイベントをこの地域で行わないかと、彼に持ちかけてきたという。だが、彼はそれによって地域内でクラブに悪い評判が立ち、その活動に支障が生じることを懸念し、その提案を断った。あるいはBのフェスティバルのリーダーの一人も、こういった上からの法制化を求めるアプローチを批判する。彼の見解では、自分たちはアクセス問題に直面していると同時に、この地域に住み続けなければならないのだから、両者

の間には何らかの妥協がなされなければならないという。

だが、このような地域における共同性を手掛かりにしたアプローチにも限界がある。ひとつは4節でも述べたような、商業的利益が関わる場合である。例えば、年に数回ほどウォーカーを見かけるといふ共有地にシェアを持つある農民(30代・専業農家)は、Bのフェスティバルに対し、批判的な目を向ける。彼の地区でフェスティバルのウォーキングがおこなわれる場合、同じ地区出身のあるリーダーによって先導されることが多い。彼はこのリーダーを地元民とみなしており、そのウォーキングを敢えて止めようとすることはしない。だが、このリーダーがそれによって金銭的な利益を得ていることに対して懐疑的である。彼は、ウォーキングは限られた人々にしか利益をもたらさず、地区全体が経済的・社会的に潤うことはないと批判する。だが上述のように、Walks Schemeのような農民の金銭的利益への機会は、そのシステムの地理的・財政的限界により、この地域まで及ぶことはない。

また、このような共同性に基づくアプローチは、時に排他的なアクセスをもたらすことがある。例えば、Aの登山クラブは、アクセスルートのひとつを所有するある農民とインフォーマルなアレンジメントをもっている。その農民はこのクラブがそこを通ることは認めているが、他の人々がやってくることは望まない。そのため、このルートを通る際にクラブのチェアマンは、これはクラブのみに与えられた一日限りのものであり、後日勝手に利用することはできないと参加者に伝えるという。クラブがこのルートを利用することができるのは、この農民の妹がクラブのメンバーであり、チェアマンが事前に彼女にこの農民に連絡して許可を取るように頼むことによるのである。つまり、このように公衆へと開かれない排他的なアクセスも、地域の共同的な関係によって獲得されている。

7 結語

本稿で述べたような、地域の人々による、共同性にもとづいた農村アクセス問題への対処とその限界には、ネットワークにもとづく共同的なアプローチによって解決できるところとできないこととの分水嶺が示唆されている。地域などを中心とした社会的ネットワークの根幹にあるのは「顔の見える関係」であり、それが成立する限りにおいては、共同的なアプローチは問題に対処する能力を発揮するであろう¹³⁾。また、そのような「顔の見える関係」においては、相手の情報の取得によって特定の信頼が形成されていると言える。だが、農村アクセス問題のように匿名の公衆、つまり「顔の见えない関係」にまでアクターが広がり、彼らに対する一般的信頼も必要とされる問題に対しては、共同的なアプローチによる対処は、前節で示したように一定程度の有効性を持つものの、同時に乗り越えられない限界も併せ持っている。

もっとも、一般的信頼の形成に関する研究においては、社会的ネットワークの存在そのものが一般的信頼の形成要因となりうるとする見方もある¹⁴⁾。しかし、そこで一般的信頼醸成のために重視されているのは、多くの異質な他者とコミュニケーションをおこなう機

会をもつことである。つまり、ここでも「顔の見える関係」を異質なもの同士で多くつくるのが重要になっているのだと言えよう。しかしながら、農村アクセスにおいては、ほとんどの公衆は農民に直接コンタクトすることはなく、農民に知られないままにレクリエーションをおこなうのであり、農民とコミュニケーションをおこなおうとする、あるいはおこなえるのは、その地域の社会関係にある程度通じている人々、あるいは CNT や地域の話し合いの場に参加してくる人々でしかない。つまり、実際に社会的ネットワークを通じて一般的信頼の醸成がなされうるのだとしても、そこに至るために必要な多様な他者とのコミュニケーションの契機や頻度が、公衆アクセスという状況をめぐっては圧倒的に不足しているのである。

2 節でも述べたように、このような「顔の見えない関係」に対処するためには、相手の情報の取得に関わらず、誰でも代替可能なものとして扱えるような普遍的システムが必要となろう。ただし、そのようにレクリエーション利用をコントロールするためのシステムも、本研究の調査地域ではうまく構築できていない。政府によるシステムの地理的・財政的な限界に加え、地域自身もこの問題に有効的に対処するシステムをつくれるような財源や人的資源をこれまで持ててこなかった。このような状況においては、おそらく公衆アクセスを確保するために有効性を持つのは、ウォーカーに対する信頼の有無とは別に、農民自身が「ウォーカーをブロックすることは道義に反する」と感じるような契機でしかないだろう。ただ、調査地域におけるそのような契機の分析については別稿に譲ることとし、本稿では農村アクセス問題における共同性にもとづく対処の限界について指摘することで筆をおきたい。

[注]

- 1) 例として、ここでは Acheson (2010), McIntyre (2001), Vail and Hultkrantz (2000) などをあげておく。
- 2) これらの国々の事例については、Parker and Ravenscroft (2001), Kaltenborn (2001), 平松 (1999), 嶋田・斎藤・三俣 (2010) などを参照のこと。
- 3) これは山岸俊男のいう「安心」、すなわち信頼を考える必要がない状況、相手が自分を裏切る心配しなくてよい状況をつくることと同義である (山岸 1998)。
- 4) 本稿で「アイルランド」と表記する場合、特に説明のない限りは北アイルランドを除いた「アイルランド共和国」を指すものとする。
- 5) 例えば 1971 年における農業雇用は全雇用の 24% を占めていたが、この数値は 2006 年にはわずか 5% にまで落ちている。また、農業セクターの GDP に占める割合も、1973 年の 17% から、1998 年には 5% 強、そして 2006 年には 2.3% にまでその数値を減らしている (Feehan and O'Connor 2009)。
- 6) ただ、レクリエーションをおこなうために間接的に利用できる法制度は存在している。それは、長期的な公衆使用の証明にもとづいて私有地上に設定される「公衆の

道の権利 (Public rights of way)」である。いったんこの権利が土地証書に登録されると、地主は公衆がその道を通ることを妨げることはできない。だが、現行の法制度のもとでは、公衆の道の権利の登記のためには、長期にわたる煩雑な司法手続きを踏む必要があり、また、その権利の証明のために何が必要となるのかについても、必ずしも司法の中で一致した見解があるわけではない (Bland 2010)。この道の権利は、司法手続きのほかに、県 (カウンティ) 議会によってつくられる地域開発計画を通して登記することも可能である。しかし、ほとんどの議会は土地所有者からの反発を恐れて、これまでその登記に二の足を踏んできた。

- 7) このような、公衆アクセスにおける地主と土地を持たない人々の間の不平等な権力関係を指摘し、私有財産制およびそれが下支えする市場経済や資本主義社会の問題を浮き彫りにするというマルクス主義的なアプローチは、Church and Ravenscroft (2007), Gilchrist and Ravenscroft (2008), Mitchell (2008), Shoard (1999) などに見られる。
- 8) ただし、国立公園など国家機関の管理する土地へは基本的にアクセスが許容されている。しかし、それらの面積は国土の1%程度に過ぎない。
- 9) ウォーキングクラブなどのレクリエーション団体の会員である場合には、入会時にその団体から保険が与えられることが多い。だが、すべてのレクリエーション利用者がこのような団体に所属しているわけではない。
- 10) 聞き取りは2009年4月から2010年10月の間に、農民25人、ウォーカー15人からおこなった。農民は、ウォーカーによって利用される私有地あるいは共有地を所有しているという条件のもと、スノーボールサンプリングで集め、ウォーカーは、ウォーキングクラブ関係者など、この地域でのウォーキングの経験を一定程度以上持っているという基準のもとに選んだ。
- 11) ただ、このウォーカーを攻撃した農民は、その後自らのキャンペーンを続ける気力を無くし、現在はウォーカーを受け入れる態度に転じている。
- 12) ただ、ウォーキングをする際には通常いくつもの私有地および共有地を通過することになるため、その所有者全員の許可を得ることはあまり現実的ではない。そのためウォーカーは、アクセスルートを所有する農民、特にその農地の近くに家屋を持つ農民にのみ許可を求めることが多い。このことはしばしば農民側から問題視されている。
- 13) 共同性に関するこのような捉え方は、小田 (2008) に多くを負っている。
- 14) このような諸理論の整理については、宮田 (2011) 参照のこと。

【参考文献】

Acheson, J. 2010, "Maine land: private property and hunting commons", *International Journal of Commons*, 4: 552-570.

- Bland, P. 2009, *Easement*, Thomson Reuters Ireland Ltd, Dublin.
- Buckley, C., Hynes, S. and van Rensburg T. M. 2009a, "Recreational demand for farm commonage in Ireland: A Contingent Valuation Assessment", *Land Use Policy*, 26: 846-854.
- Buckley, C., Hynes, S. van Rensburg, T. and Doherty E. 2009b, "Walking in the Irish countryside: landowner preferences and attitudes to improved public access provision", *Journal of Environmental planning and Management*, 52(8): 1053-1070
- Church, A and Ravenscroft N. 2007, "Power, resource mobilization and leisure conflict on inland rivers in England", in Church, A and Cole T eds., *Tourism, power and space*, Routledge, London.
- Crowley, E. 2006, *Land Matters: Power Struggles in Rural Ireland*, The Lilliput Press, Dublin.
- Feehan, J and O'Connor D, 2009, "Agriculture and multifunctionality in Ireland", J. McDonough, T. Varley and S. Shortall eds., *Living Countryside? - The Politics of Sustainable Development in Rural Ireland*, Ashgate.
- Gilchrist, P and Ravenscroft N. 2008, "'Power to the paddlers'? The internet, governance and discipline", *Leisure Studies*, 27(2): 129-148.
- Hannan, D. F and Breen, R. 1987, "Family farming in Ireland", in B .Galeski and E. Wilkening eds., *Family Farming in Europe and America*, Westview Press, Boulder, Oxford.
- Hannan, D. F and Commins, P. 1992, "The significance of small-scale landholders in Ireland's socio-economic transformation" in J. Goldthrope and C. Whelan eds., *The Development of Industrial Society in Ireland*, Oxford University Press, Oxford
- 平松紘, 1999, 『イギリス 緑の庶民物語 もうひとつの自然環境保全史』, 明石書店.
- Kaltenborn, B, Haaland H and Sandel K. 2001, "The Public Right of Access – Some Challenges to Sustainable Tourism Development in Scandinavia", *Journal of Sustainable Tourism*, 9(5): 417-433.
- Marsden, T. 1999, "Rural Futures: The Consumption Countryside and its Regulation", *Sociologia Ruralis*, 39(4): 501-520.
- McGrath, B. 1996, "Environmentalism and Property Rights: the Mullaghmore Interpretive Centre Dispute", *Irish Journal of Sociology*, 6: 25-47.
- McIntyre N., Jenkins J and Booth K. 2001, "Global Influences on Access: The Changing Face of Access to Public Conservation Lands in New Zealand", *Journal of Sustainable Tourism*, 9(5): 434-450.
- Milton, K. 1997, "Modernity and Postmodernity in the Northern Irish Countryside" in H. Donnan and G. McFarlane eds., *Culture and Policy in Northern Ireland -*

- Anthropology in the Public Arena*, The Institute of Irish Studies, The Queen's University of Belfast, Belfast.
- Mithcell, J. 2008, "What Public Presence? Access, Commons and Property Rights", *Social & Legal Studies*, 17(3): 351-367.
- 宮田加久子, 2011, 「情報メディアがソーシャル・キャピタルに及ぼす影響」, 稲葉陽二ら編『ソーシャル・キャピタルのフロンティア—その到達点と可能性—』ミネルヴァ書房.
- 小田亮, 2008, 「真正性の水準について」, 『思想』 1016: 297-316.
- Parker, G and Ravenscroft, N. 2001, "Land rights and the gift: the Countryside and Rights of Way Act 2000 and the negotiation of citizenship", *Sociologia Ruralis*, 41(4): 381-398.
- 嶋田大作・斎藤暖生・三俣学, 2010, 「万人権による自然資源利用—ノルウェー・スウェーデン・フィンランドの事例を基に—」, 三俣学・菅豊・井上真編『ローカル・コモングの可能性 自治と環境の新たな関係』ミネルヴァ書房.
- Shoard, M. 1999, *A Right to Roam*, Grafton, London.
- Tovey, H. 1994, "Rural Management, Public Discourses and the Farmers as Environmental Actor", D. Symes and A. J. Jansen eds., *Agricultural Restructuring and Rural Change in Europe*, Wageningen Agricultural University, Wageningen
- Uslaner, E. 2002, *The Moral Foundations of Trust*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Vail, D. and Hultkrantz, L. 2000, "Property rights and sustainable nature tourism: adaptation and mal-adaptation in Dalarna (Sweden) and Maine (USA)", *Ecological Economics*, 35: 223-242.
- 山岸俊男, 1998, 『信頼の構造—こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会.

2011年度次世代研究「地域社会を媒介とする親密圏および公共圏の再編成に関する社会学的研究」（研究代表：江南健志）による成果である。

【メンバー】（ ）内は2011年度プロジェクト時点

江南 健志（京都大学文学部 非常勤講師）
朝田 佳尚（京都大学文学部 非常勤講師）
阿部 友香（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）
有本 尚央（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）
北島 義和（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）
森田 次朗（京都大学文学部 非常勤講師）